

第35回世田谷区農業委員会総会

日：令和8年6月29日（月）

場所：区役所東棟9階第5委員会室

第35回世田谷区農業委員会総会 会議録

開 催 日 時：令和 8 年 6 月 29 日（月）午後 3 時から

開 催 場 所：区役所東棟 9 階第 5 委員会室

出席の委員：会長 宍戸幸男、会長職務代理者 浦野美枝子、植松智、矢藤茂、井出孝行、
後藤宏、高橋哲也、清水希悦、吉村喜代隆、細井誠一、長島丈、高橋拓司、
森安一、本橋延隆、池田鏡一、高橋弘行、中塚さちよ、真鍋よしゆき、阿久
津皇

欠席の委員：苅部嘉也、高橋光正

出席の職員：事務長 梅原文 事務次長 吉田健彦、主事 北川祐人、主事 下田亮太、
主事 鎌田瑞生

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
5. 協議事項
 - (1) 令和8年8月の総会日程（案）について
6. 報告事項
 - (1) 「第72回世田谷区夏季農産物品評会」の審査結果について
 - (2) 世田谷区農業委員会委員任命の同意について
 - (3) ふれあい農園「ブルーベリーのみどり」の開催について
7. その他
8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻よりも早いですが、本日まで出席予定の全員の委員の皆様がおそろいになりましたので、ただいまより第35回世田谷区農業委員会総会を開催させていただきます。

まず、資料の配付を確認させていただきます。議案の審議といたしまして、第1号議案の資料がNo.1、第2号議案の資料がNo.2、No.3、第3号議案の資料がNo.4、No.5、No.6となります。協議事項の資料はNo.7、報告事項の資料はNo.8、No.9、No.10、こちらのほか、別添資料といたしまして東京都農業会議情報を置かせていただいております。資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、次第の2、会長挨拶から進めさせていただきます。宋戸会長、よろしくお願いいたします。

○宋戸会長 （会長、挨拶）

それでは、議事に入る前に、本日は、苅部嘉也委員、そして高橋光正委員が欠席ですが、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、植松智委員、本橋延隆委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(1)の第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についてを上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 農地を農地のまま所有権移転等する場合、第3条の許可が必要となります。農地法第3条第1項に基づき、農業委員会が許可するものと定められておりますので、皆様にご審議をお願いいたします。

資料No.1をご覧ください。第1号議案農地法第3条に基づく許可申請について。

受付番号8-3-1。（事務局より、申請内容について説明）

○宋戸会長 この件について調査されました池田鏡一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○池田委員 （委員より、調査内容について報告）

○宋戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○宋戸会長 ないようですので、採決させていただきます。

この件について許可することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、許可書を発行することといたします。

次に、(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理のため、報告のみとなります。

今月は、農地法第4条が1件、第5条が3件あります。

この件について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 農地を住宅等にする場合には農地法第4条、農地を農地以外のものにする場合で所有権移転等を伴う場合は第5条の手続が必要です。いずれも本来は都知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地では届出制となっており、会長の専決処分でもあるため、事務局からの報告のみとなります。

資料No.2をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号8-4-2。(事務局より、申請内容について報告)

続いて、資料No.3-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号8-5-4。(事務局より、申請内容について報告)

続いて、資料No.3-2をご覧ください。受付番号8-5-5。(事務局より、申請内容について報告) 続きまして、資料No.3-3をご覧ください。受付番号8-5-6。(事務局より、申請内容について報告)

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

○真鍋委員 3-1なんですけれども、公衆用道路ということは、私道であり、その所有権の移転になると思うんですが。それから、次の3-2が、今度は現況が道路ということで、720㎡と結構な面積です。先程、事務局の方で調査をしているということで、道路というのは分かったんですが、これでは、私が今言ったように、最初の件は公衆用道路で私道になって、みんなが使えるようになっていて、その中の所有権の移転で、その次の道路は、現況どういう形の道路であって、なぜ720㎡も必要になるのかというのは、この数字だけじゃ分からないものですから、もう少し深く教えてもらえればありがたい。

○事務局 現況の図面が申請書についてございまして、720㎡の道路が申請で出てくることはまずないんですが、恐らく、区画に後から道路を通したようなところの地目変更がされないまま、道路として使われていたものと思われます。現況道路ですと法務局で地目を変

更することも可能なのですが、今回、事務局に届出があったため、農地転用として処理をしています。

○真鍋委員 最初の公衆用道路というのは。

○事務局 経緯はこの図面だけでは分かりませんが、既に道路となっていたところに、後から細長い薄皮の筆を道路に追加したような形状になってございまして、恐らくその地目の変更がされていなかったものと思われます。こちらに関しても、現況畑ではないので法務局でも地目を変えられるものですが、事務局でお受けしたという案件でございます。

○真鍋委員 現況そうなっているのに地目が変わっていなかったため、農業委員会として受けて今に至るということで、それは理解できたんですが、特に3-2に関しては、地目を変更していなかった中で、これだけの大きい道路だと、例えば建築線は発生しているのかとかを区の方としてはどう捉えていて、その土地に関して、建築線に伴う土地になっているのかとか、現在の状況がよく分からない。

普通ならば、これだけのところを道路にすれば、それを世田谷区に寄附して、例えば開発行為であるなら、それが区道になっていて、建築線が発生して、1項1号道路になっていくんだよね。そういう手続もされないまま今に至っていて、今なぜここに申請が出てきたのかというのちょっと疑問というか、いろいろ事情があるように思います。

だから、これはこれとしてももちろん結構ですが、その辺のところ、何か建築確認申請等が出たときに齟齬があるのか、これで良いのかとか、できればもう一步踏み込んで庁内で協議、確認してもらえればありがたいです。これは要望です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

ほかにはございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 質問がほかにないので、農地法に基づく転用届出等についての報告は終わります。

続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

初めに、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてと相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが同じ申請者のため、併せて審議いたします。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 生産緑地は原則、指定後30年、農業の継続が求められますが、その期間内であっても、主たる従事者が死亡した場合、または故障により農作業に従事することができな

くなった場合には、市町村に対して当該生産緑地の買取りを申し出ることができます。この買取り申出は、農業委員会が発行する主たる従事者証明書が必要となるため、調査を担当する農業委員に、死亡または故障となった従事者が主たる従事者であったことを確認していただいております。

また、租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるためには、農業委員会が発行する相続税納税猶予に関する適格者証明が必要となります。必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地について農業委員が調査し、農業委員会が証明するというものです。この後投影する写真につきましては特例適用農地の写真となりますので、ご確認いただければと思います。

資料No.4をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

続いて、資料No.5も、こちらに隣接する部分ですので、続けて説明させていただきます。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○穴戸会長 この件について調査されました池田鏡一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○池田委員 (委員より、調査内容について報告)

○穴戸会長 ありがとうございます。

この2件についてご意見がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

まず、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきました。

続きまして、相続税納税猶予に関する適格者証明願について、証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○穴戸会長 ありがとうございます。2件とも全員の賛成をいただきましたので、2件とも証明書を発行することといたします。

続いて、引き続き農業経営を行っている旨の証明願5件について審議いたします。

1件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.6-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました矢藤茂委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○矢藤委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.6-2をご覧ください。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました苅部嘉也委員は欠席ですので、事務局から調査結果の報告をお願いいたします。

○事務局 (事務局より、調査内容について代読)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、3件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.6-3をご覧ください。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました吉村喜代隆委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○吉村委員 （委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、4件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.6-4をご覧ください。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長 この件について調査されました吉村喜代隆委員、調査報告をお願いいたします。

○吉村委員 （委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、5件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.6-5をご覧ください。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長 この件について調査されました高橋拓司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋（拓）委員 （委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくをお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

これをもちまして、次第４の議案の審議は終わります。

続きまして、次第５の協議事項に移ります。

(1) 令和８年８月の総会日程（案）について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.7、令和８年８月の総会日程（案）についてをご覧ください。

次回、７月総会につきましては、令和８年７月23日木曜日午後４時から、会場は三軒茶屋分庁舎３階会議室での開催が決定しております。

令和８年８月の開催日時につきましては、８月27日木曜日午後３時から、こちらは会場は三茶しゃれなあどホール５階オリオンでの開催を予定しております。

こちらの開催予定につきましては、次期の農業委員となる予定者には既にご予定いただきたい日程としてお知らせ済みでございますが、何かこれ以降、お気づきの点がございましたらこの場でご意見いただけると助かります。

以上、日程（案）についてご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、総会日程（案）については原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、原案どおりに決定いたします。

続きまして、次第６の報告事項に移ります。

(1) から (3) まで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 次第6の報告事項について、3件続けて説明をいたします。

資料No.8をご覧ください。報告事項の1つ目は、第72回世田谷区夏季農産物品評会の報告となります。今回も多数の農家からご出品をいただき、事務局として御礼申し上げます。世田谷区農業委員会会長賞につきましては、喜多見東部の石井良彦様が受賞され、各賞の入賞者につきましては一覧のとおりとなっております。

なお、世田谷区議会議長賞及び城南西地区農業改良普及事業協議会会長賞に荻部嘉也委員が、世田谷花卉園芸組合組合長賞に井出孝行委員が選出されておりますので、ご報告させていただきます。誠にありがとうございました。(拍手)

入賞者の皆様には8月18日火曜日に実施する表彰式において表彰状の授与を予定しておりますので、併せてご確認をよろしくお願いいたします。

続いて、資料No.9をご覧ください。資料として、区議会区民生活常任委員会の報告資料の写しをつけさせていただいております。世田谷区農業委員会委員の改選に伴う21名の候補者につきましては、5月28日の世田谷区農業委員会委員被推薦者等評価委員会の評価結果を受けまして、記載の皆様に決定し、第2回区議会定例会にて6月19日に任命の同意をいただいております。任期につきましては、令和8年7月30日から令和11年7月29日までの3年間となります。引き続き農業委員としてご協力いただく皆様には、引き続きよろしくお願いいたします。なお、新農業委員の皆様の辞令交付等は、7月30日に三軒茶屋分庁舎3階会議室で開催する特別総会にて行う予定となっておりますので、ご承知おきいただければと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、3件目でございます。資料No.10をご覧ください。ふれあい農園「ブルーベリーつみとり」の開催についてです。内容については資料のとおりとなります。周知方法につきまして、7月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内をさせていただきますので、ご承知おきのほどよろしくお願いいたします。

以上、報告事項3件について、事務局からは以上となります。

○穴戸会長 この件についてご質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

○中塚委員 資料No.9の農業委員会の委員に関してなんですけれども、公募の方が今回4、5人、手を挙げていらっしゃったというふうにお聞きしていたので、この方が選ばれた理由というんですか、どのようなことでこの方が任命されましたか。

○事務局 今回、4月1日から30日までの一般公募で5名の方より応募いただきました。この5名の方につきましては、記書きの方を書いてございます5月28日の被推薦者等評価

委員会で評価、審査をさせていただき、候補者を決定させていただいたところなんですけれども、例えば、農業の経験の有無ですとか、あるいは行政、農業に関する専門的知識があるとか、区内在住者であるとか、あと年齢、それから、女性農業者の活躍を国としても推薦しているところですので、そういった評価項目を事前に確認をいただいて、その評価項目をもって選考をさせていただきました。

以上です。

○中塚委員 ありがとうございます。

○宍戸会長 よろしいですか。ほかにはございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、以上で次第6、報告事項を終了いたします。

次に、次第7、その他について何かございますでしょうか。

○事務局 事務局から2件ございまして、1点目が、東急世田谷線車内でせたがやそだちのPR広告を今出しております。東急世田谷線車内でのせたがやそだちのPRについては、地場野菜の大蔵大根のPR等、過去にも大変ご好評いただいておりますが、このたび、「夏のせたがやそだちを買いに行こう」というタイトルで、6月26日金曜日から7月23日木曜日の間、夏の時期のPRも行っております。車内広告については、世田谷線が招き猫等のラッピングがされている車両とそれをしていない通常車両がございまして、ラッピングをしていない通常車両の方に各車両1か所ずつ掲出されておりますので、ご確認いただける方は見ていただけると助かります。

また、こちらの広告をご希望される方は、JA世田谷目黒ファーマーズセンター、千歳営農センター、砧営農センターより、配布が受けられるようにしております。数に限りもありますので、各センターにお問合せの上、必要な方は申し出ていただけると助かります。こちらはお知らせでございます。

続いて、2件目です。全国農業新聞の購読についてです。全国農業新聞の購読について、日頃よりご協力いただきありがとうございます。こちらについては、全国農業会議所や東京都農業会議から引き続き継続をというお願いをいただいておりますが、来月に任期満了を迎える方につきまして、更新を希望されない方がいらっしゃる場合はお早めに教えていただきたいと思います。具体的には、7月9日木曜日までに事務局宛てに連絡をいただきましたら、更新停止の手続きを取らせていただきます。この後でも構いませんので、もし決まっている方は担当の下田にお声がけをいただければ取りまとめますので、お声が

けいただければと思います。そして、特にご連絡がなくて継続となる方は自動更新となりまして、引き続きの購読となりますのでよろしくお願いいたしますというご連絡でございます。

その他事項としては以上です。

○穴戸会長 今、農業新聞の話がございましたが、農業委員会としては、農業委員の方には全員購入していただきたいという旨が全国大会、そして東京都の大会におきましても出ておりますので、できれば皆様方に購読していただきたいという話に会長会でなっておりますので、強制ではありませんが、もしよろしかったらよろしくお願いいたします。

今のその他の事項でご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ほかにないようですので、本日の案件は全て終了となりました。

それでは、閉会の挨拶を浦野職務代理にお願いいたします。

○浦野会長職務代理者 (職務代理、挨拶)

この議事録は、令和8年6月29日(月)開催の第35回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 穴戸幸男

以上、議事の経過並びにその結果を明確にするため、下記に署名する。

署名委員

署名委員